

山梨学院大学就職活動貸付金規程

(2021年3月30日制定)

(目的)

第1条 この規程は、山梨学院大学（以下、「本学」という。）に在学する学生が満足のいく就職活動を行うことができるよう、就職活動費用の一部を援助するために貸し付ける就職活動貸付金（以下、「貸付金」という。）について定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 貸付を受けることができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 就職活動の資金に困窮している者
- (2) 保護者等からの援助が受けられない状況にある者
- (3) その他やむを得ない事情があるとき

2 貸付は、在学中において回数制限を設けず利用できるものとする。但し、新たに貸付を申請する場合は、前回の貸付額が遅延なく完済した者に限る。

(貸付額)

第3条 貸付金は、1回の申請につき10,000円単位として30,000円から100,000円までを限度とし、利息を付さない。

(申請)

第4条 貸付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、就職活動貸付申請書、就職活動計画書及び貸付金返済計画書を提出しなければならない。

(決定及び通知)

第5条 貸付の適否は、法人本部財務部及び就職・キャリアセンターが審議のうえ、決定する。

2 就職・キャリアセンターの所属長（以下、「所属長」という。）は、貸付の適否が決定されたときは、その旨を当該申請者に通知する。

(借用証書)

第6条 貸付を受けることが決定した者は、就職活動貸付金借用証書を提出しなければならない。

(貸付の実行)

第7条 所属長は、貸付が決定した者に1カ月以内に貸付金を貸し付けるものとする。

2 前項の貸付の方法は、原則として口座振込とする。

(返済)

第8条 貸付を受けた者は、貸付を受けた翌日から12か月以内に一括又は分割の方法により貸付金を返済しなければならない。

2 貸付を受けた者が退学又は除籍になったときは、直ちに未済残額を返済しなければならない。

3 貸付を受けた者の卒業予定日が貸付を受けた翌日から12か月後より先に到来する場合は、卒業予定日を返済期限とする。

4 貸付を受けた者は、既受領額を債務としてこの全額を返済する義務を負う。

5 貸付を受けた者が真にやむを得ない理由により在学中に返済が完了せず卒業した場合は、卒業後もその返済義務を負う。

(返済計画の変更)

第9条 貸付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、返済計画を変更することができる。但し、返済計画を変更できる回数は1回限りとする。

- (1) 貸付を受けた者が、災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由により返済期限の猶予を求めるとき。
- (2) 繰り上げ返済を計画しているとき。
- (3) その他、法人本部財務部及び所属長が認めるとき。

2 返済計画を変更しようとするときは、返済計画変更申請書を提出しなければならない。

3 本条第1項第1号により申請できる返済期限の猶予は、6か月を限度とする。但し、卒業予定日が返済期限より先に到来する場合は、卒業予定日を返済期限とする。

4 返済計画変更申請書が提出された場合は、法人本部財務部及び所属長が審議のうえ、変更の可否を決定する。

5 返済計画変更の可否を決定したときは、所属長が当該申請書を提出した者にその結果を通知する。

(貸付額の変更)

第10条 貸付を受けた者は、第3条に定める限度額の範囲内で貸付金の増額を求めることができる。但し、増額された貸付金の返済期限は、増額以前の返済期限を越えないものとする。

2 貸付金の増額を受けようとするときは、貸付金増額申請書を提出しなければならない。

3 貸付金増額申請書が提出された場合は、法人本部財務部及び所属長が審議のうえ、増額の可否を決定する。

(細則)

第11条 本規程の実施するために必要な事項については、細則を定めることができる。

(改正)

第12条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

(1) 従前の「山梨学院就職活動貸付金規程」(平成6年4月1日制定)は、この規程の施行を以って廃止する。

(2) 本規程の施行時に従前の「山梨学院就職活動貸付金規程」の貸付金に係る債務が存在する場合は、本規程に基づく債務とみなす。